

「障害福祉のあんない2024」正誤表

令和6年12月13日現在

頁	誤	正
1	はじめに 区:保土ケ谷区 施設名:ふれあいショップクレヨン 所在地:保土ケ谷区川辺町5-11 かるがも1階	(令和6年12月13日に閉店のため削除)
96	(1)ふれあいショップ 【店舗一覧】(8店舗) 【名称】クレヨン (複合施設かるがも1階) 【所在地】〒240-0001 保土ケ谷区川辺町5-11 【電話】333-9633 【FAX】同上 【最寄駅】相鉄線星川駅 【業種】喫茶店	【店舗一覧】(6店舗) クレヨンは、閉店のため削除

令和6年11月1日現在

頁	誤	正
1	(2)児童相談所 表内 南部児童相談所 所在地 〒235-0045 磯子区洋光台3-18-29 (令和6年7月 〒233-0013 港南区丸山台1-9-5に移転予定)	〒233-0013 港南区丸山台1-9-10
1	(2)児童相談所 表内 南部児童相談所 電話 831-4735(代)(変更がある場合はHP等でお知らせします。)	349-0122(代)
1	(2)児童相談所 表内 南部児童相談所 FAX 833-9828(変更がある場合はHP等でお知らせします。)	840-1258
1	(2)児童相談所 表内 南部児童相談所 最寄駅 JR 洋光台駅 (移転後地下鉄上永谷駅)	地下鉄上永谷駅
19	(4)サービス利用までの流れ 障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、介護給付の支給決定に際して「障害支援区分」を認定します。	障害者の障害福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、介護給付の支給決定に際して「障害支援区分」を認定します。
19	(4)サービス利用までの流れ 申請から支給決定までの間に、介護者の急病など緊急でやむを得ない理由により、福祉サービスが必要となったときは、お住まいの区の福祉保健センターにご相談ください。 地域生活支援事業やその他の福祉サービスの利用では対応できない場合には、特例的に介護給付などのサービスを利用することができる場合があります。	申請から支給決定までの間に、介護者の急病など緊急でやむを得ない理由により、障害福祉サービスが必要となったときは、お住まいの区の福祉保健センターにご相談ください。 地域生活支援事業やその他の障害福祉サービスの利用では対応できない場合には、特例的に介護給付などのサービスを利用することができる場合があります。
20	(6)福祉サービスの概要 (6)福祉サービスの概要	(6)利用可能な障害福祉サービスの一覧
21	(7)障害支援区分と利用できるサービス 介護給付の福祉サービスには、一定の障害支援区分(19頁)やその他の要件が必要となるものがあります。	介護給付の障害福祉サービスには、一定の障害支援区分(19頁)やその他の要件が必要となるものがあります。
22	(8)利用者負担のしくみ ア 月ごとの利用者負担には上限があります。 の表を修正します。	区分を「低所得1」「低所得2」から「低所得」に。 収入状況等を「市民税非課税世帯」に。 (「サービスを利用する本人又は障害児の保護者の年収が80万円以下」「その他」は削除)

23	(9)福祉サービスに関する苦情の相談窓口	(9)福祉サービスに関する苦情の相談窓口	(9) 障害 福祉サービスに関する苦情の相談窓口
38	オ 就労移行支援【対象者】③追加 新規		③一般就労中または休職中であって、特定の事由により一時的に支援を要する障害者
38	カ 就労継続支援(A型)【対象者】④追加 新規		④一般就労中または休職中であって、特定の事由により一時的に支援を要する障害者
38	キ 就労継続支援(B型)【対象者】④追加 新規		④一般就労中または休職中であって、特定の事由により一時的に支援を要する障害者
48	(2)横浜市居住支援協議会相談窓口 【所在地】〒221-0052 神奈川県栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル4階 横浜市住宅供給公社		【所在地】 〒221-0052 神奈川県栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル 6階 横浜市住宅供給公社
66	(8)自転車駐車場の整理手数料の免除 横浜市営の有料自転車駐車場の整理手数料が免除されます。 【対象者】身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳を持っている方(自転車等の利用者であれば、運転・同乗(自転車の場合は小学校就学の始期に達するまでの者)は問いません。) 【利用方法】ご利用の際、管理事務所まで身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳をご提示ください。 【窓口】各自転車駐車場 詳しくは・・・ 新綱島駅自転車駐車場:都市整備局市街地整備調整課【電話】671-2698【FAX】664-7694 その他の自転車駐車場:道路局道路政策推進課【電話】671-3644【FAX】550-4892		横浜市営の有料自転車駐車場の整理手数料が免除されます。 【対象者】 身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳を持っている方 ※自転車等の利用者であれば、運転・同乗(自転車の場合は小学校就学の始期に達するまでの者)は問いません。 【利用方法】 定期利用か一時利用かで方法が異なりますので、ご確認ください。 定期利用:定期利用の新規登録時に必ず管理事務所まで身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の原本をご提示ください。 また、確認のため、定期更新時にも手帳をご提示いただく場合がありますので、予めご了承ください。 ■一時利用 一度、一時利用券を購入し、利用後に領収書と手帳をお持ちのうえ、整理員がいる指定の自転車駐車場の管理事務所まで整理手数料の還付を受けてください。なお、満車時はご利用できません。 【窓口】整理員がいる指定の自転車駐車場の管理事務所 詳しくは・・・ 新綱島駅自転車駐車場:都市整備局市街地整備調整課 【電話】671-2698【FAX】664-7694 その他の自転車駐車場:道路局道路政策推進課 【電話】671-3644【FAX】550-4892
71	(4)ファクシミリの設置(表内) 横浜市救急相談センター <医療機関案内>		かながわ 救急相談センター <医療機関案内>
87	(2)教育総合相談センター 臨床心理士や精神科医師等の専門家による相談も行っています。		臨床心理士等の専門家による相談も行っています。
87	(2)教育総合相談センター【相談内容】 ③幼児相談		全て削除
96	(1)ふれあいショップ 【店舗一覧】(8店舗) 【名称】のげやま (中央図書館レストラン棟) 【所在地】〒220-0032 西区老松長1 【電話】243-2275 【FAX】同上 【最寄駅】京急線日ノ出町駅、JR・地下鉄桜木町駅 【業種】喫茶		【店舗一覧】(7店舗) のげやまは、閉店のため削除

96	<p>(2)雇用創出・啓発</p> <p>【貸付施設一覧】(2施設)</p> <p>【名称】JR 関内駅北口就労啓発施設 (café ツムギ stationat Yokohama Kannai)</p> <p>【運営者】JR 東日本グループ</p> <p>【所在地】〒231-0017 横浜市中区港町2-9-5</p> <p>【問合せ】(電話)030-4088-1496 (メール)t1692@jr-cross.co.jp</p> <p>【最寄駅】JR関内駅</p> <p>【業種】カフェ</p>		<p>【貸付施設一覧】(1施設)</p> <p>JR 関内駅北口就労啓発施設は、閉店のため削除</p>																																											
99	<p>(4)重度障害者医療費の助成</p> <p>【必要なもの】身体障害者手帳又は愛の手帳(療育手帳)など判定内容が確認できる書類、健康保険証</p>	<p>【必要なもの】身体障害者手帳又は愛の手帳(療育手帳)など判定内容が確認できる書類、健康保険証または健康保険の内容が確認できるもの(「資格確認書」「資格情報のお知らせ」等)</p> <p>詳しくは窓口へお問い合わせください。</p>																																												
99	<p>(5)ひとり親家庭等医療費の助成</p> <p>【必要なもの】身体障害者手帳等、戸籍謄本、健康保険証等</p> <p>詳しくは窓口へお問い合わせください</p>	<p>【必要なもの】身体障害者手帳等、戸籍謄本、健康保険証または、健康保険の内容が確認できるもの(「資格確認書」「資格情報のお知らせ」等)</p> <p>詳しくは窓口へお問い合わせください。</p>																																												
100	<p>(9)後期高齢者医療制度</p> <p>【必要なもの】身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳、年金証書等</p> <p>健康保険証、重度障害者医療証(交付されている方のみ)</p> <p>※詳しくは、窓口へお問い合わせください。</p>	<p>【必要なもの】身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳、年金証書等</p> <p>健康保険証または健康保険の内容が確認できるもの(「資格確認書」「資格情報のお知らせ」等)、重度障害者医療証(交付されている方のみ)</p> <p>※詳しくは、窓口へお問い合わせください。</p>																																												
105	<p>(4)児童扶養手当</p> <table border="1" data-bbox="113 1099 774 1305"> <thead> <tr> <th>支給期間</th> <th colspan="4">児童が18歳になった後の最初の3月(児童に中程度以上の障害のある場合は20歳未満)まで</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">手当</td> <th colspan="4">所得制限(例:扶養2人の場合)により次のとおりです。 ※令和6年4月現在の金額です。</th> </tr> <tr> <th>所得制限限度額(※)</th> <th>手当額</th> <th>児童2人目の加算額</th> <th>児童3人目以降の加算額(3人目から1人につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125万円未満(★)</td> <td>45,500円</td> <td>10,750円</td> <td>6,450円(★)</td> </tr> <tr> <td>125万円以上 268万円未満(★)</td> <td>45,490円 ～10,740円</td> <td>10,740円 ～5,380円</td> <td>6,440円 ～3,230円(★)</td> </tr> </tbody> </table> <p>★制度改正について 令和6年11月分から所得制限限度額及び児童3人目以降の加算額が引き上げられます(3人目以降の加算額は2人目と同額に)。 改正後の所得制限限度額は、今後、国から示される予定です。</p>	支給期間	児童が18歳になった後の最初の3月(児童に中程度以上の障害のある場合は20歳未満)まで				手当	所得制限(例:扶養2人の場合)により次のとおりです。 ※令和6年4月現在の金額です。				所得制限限度額(※)	手当額	児童2人目の加算額	児童3人目以降の加算額(3人目から1人につき)	125万円未満(★)	45,500円	10,750円	6,450円(★)	125万円以上 268万円未満(★)	45,490円 ～10,740円	10,740円 ～5,380円	6,440円 ～3,230円(★)	<table border="1" data-bbox="831 1099 1536 1305"> <thead> <tr> <th>支給期間</th> <th colspan="4">児童が18歳になった後の最初の3月(児童に中程度以上の障害のある場合は20歳未満)まで</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">手当</td> <th colspan="4">所得制限(例:扶養2人の場合)により次のとおりです。 ※令和6年4月現在の金額です。</th> </tr> <tr> <th>所得制限限度額(※)</th> <th>手当額</th> <th>児童2人目の加算額</th> <th>児童3人目以降の加算額(3人目から1人につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125万円未満(★)</td> <td>45,500円</td> <td>10,750円</td> <td>6,450円(★)</td> </tr> <tr> <td>125万円以上 268万円未満(★)</td> <td>45,490円 ～10,740円</td> <td>10,740円 ～5,380円</td> <td>6,440円 ～3,230円(★)</td> </tr> </tbody> </table> <p>★制度改正について 令和6年11月分から所得制限限度額及び児童3人目以降の加算額が引き上げられます(3人目以降の加算額は2人目と同額に)。 改正後の所得制限限度額は、今後、国から示される予定です。</p>	支給期間	児童が18歳になった後の最初の3月(児童に中程度以上の障害のある場合は20歳未満)まで				手当	所得制限(例:扶養2人の場合)により次のとおりです。 ※令和6年4月現在の金額です。				所得制限限度額(※)	手当額	児童2人目の加算額	児童3人目以降の加算額(3人目から1人につき)	125万円未満(★)	45,500円	10,750円	6,450円(★)	125万円以上 268万円未満(★)	45,490円 ～10,740円	10,740円 ～5,380円	6,440円 ～3,230円(★)
支給期間	児童が18歳になった後の最初の3月(児童に中程度以上の障害のある場合は20歳未満)まで																																													
手当	所得制限(例:扶養2人の場合)により次のとおりです。 ※令和6年4月現在の金額です。																																													
	所得制限限度額(※)	手当額	児童2人目の加算額	児童3人目以降の加算額(3人目から1人につき)																																										
	125万円未満(★)	45,500円	10,750円	6,450円(★)																																										
	125万円以上 268万円未満(★)	45,490円 ～10,740円	10,740円 ～5,380円	6,440円 ～3,230円(★)																																										
支給期間	児童が18歳になった後の最初の3月(児童に中程度以上の障害のある場合は20歳未満)まで																																													
手当	所得制限(例:扶養2人の場合)により次のとおりです。 ※令和6年4月現在の金額です。																																													
	所得制限限度額(※)	手当額	児童2人目の加算額	児童3人目以降の加算額(3人目から1人につき)																																										
	125万円未満(★)	45,500円	10,750円	6,450円(★)																																										
	125万円以上 268万円未満(★)	45,490円 ～10,740円	10,740円 ～5,380円	6,440円 ～3,230円(★)																																										
125	<p>21 障害者団体・ボランティア (1)障害児・者団体の一覧 (一社) 横浜市聴覚障害者協会</p> <p>【代表者名】早瀬憲太郎</p> <p>【代表者名】小島 天</p>																																													
126	<p>21 障害者団体・ボランティア (1)障害児・者団体の一覧 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会</p> <p>【代表者名】宮川 玲子</p> <p>【代表者名】井汲 悦子</p>																																													